

## 7. 引用文献

1. 高山かおる, 横関博雄, 松永佳世子, 片山一朗, 相場節也, 池澤善郎, 足立厚子, 戸倉新樹, 夏秋優, 古川福実, 矢上晶子, 乾重樹, 池澤優子, 相原道子: 接触皮膚炎診療ガイドライン, 日皮会誌, 2020 ; 130 (4) : 523-567.
2. 西岡和恵, 小泉明子, 瀧田祐子: 最近 5 年間の外用剤によるアレルギー性接触皮膚炎 46 症例のまとめ, JEnviron Dermatol Cutan Allergol, 2015 ; 9 : 25-33.
3. Frosch P. J, Menne T, Lepoittevin J. P : Contact Dermatitis, 2006 ; 4 : 1060-1061.
4. Robert L., Rietshel F, Fowler, JR. : Jonathan W. Pin, JR : Fisher' s Contact Dermatitis, 4th Ed, USA, Williams & Wilkins, 1995 ; 118-119.
5. 池澤善郎, 蒲原毅, 高橋さなみ, 大沢純子: 皮膚疾患をおこす化学物質・金属類-2006 接触アレルギーによる皮膚病変 接触アレルギーの病型, 皮膚病診療, 2006 ; 28 (増) : 19-31.
6. 原万美子, 斎藤すみ, 山本紫ほか: 硫酸カナマイシンによる薬疹の 1 例, 臨床皮膚科, 1994 ; 48 : 871-874.
7. 東禹彦, 松村雅示, 岩佐真人: 過去 7 年間に経験したイミダゾール系抗真菌剤による接触皮膚炎の 7 例, 皮膚, 1988 ; 30(増)5 : 55-61.
8. 西岡和恵, 久本和夫, 小笠原万里枝: 硝酸ミコナゾールによる接触皮膚炎イミダゾール系抗真菌剤の多剤に交差反応を示した 1 例, 皮膚, 1987 ; 29(増)3 : 227-230.
9. 松村英子, 飯泉陽子, 畑三恵子: イミダゾール系抗真菌剤主剤によるアレルギー性接触皮膚炎, 皮膚臨床, 1987 ; 29 : 673-677.
10. 藤本圭一, 橋本誠一: トルナフテートによるアレルギー性接触皮膚炎の 1 例, 皮膚, 1990; 32 Suppl. 9: 141-143.
11. 沼野香世子, 東直行, 米山英子: ビフォナゾールによるアレルギー性接触皮膚炎, 皮膚臨床, 1995 ; 37 : 1399-1402.
12. 鈴木琢他, 猿谷佳奈子, 向井秀樹: ルリコナゾールによる接触皮膚炎, 皮膚病診療, 2009; 31 : 1195.
13. 伊藤正俊: 薬物による接触皮膚炎, 日皮会誌, 2007 ; 117 : 2357-2359.
14. 北村和子: ステロイドでかぶれたときのセカンドチョイス, 皮膚病診療, 1999 ; 21 (増) : 114-117.
15. Nakanishi T, Matsu-ura N, Nakagawa K, Kato A, Oiso N, Ishii M : Cutaneous ulcer due to povidone-iodine solution. Environ Dermatol, 2002 ; 9 : 122-127.
16. 久保田由美子, 山口和記, 中山樹一郎: ポビドンヨード液による皮膚潰瘍の 2 例, 西日皮膚, 2007 ; 69 : 375-381.
17. 宇宿一成: フィブラストプレーによる接触皮膚炎を生じた放射線皮膚潰瘍の 1 例, 西日本皮膚科, 2008 ; 70 : 110.
18. 福田英三: 薬疹情報 第 12 版, 1980-2007.
19. 花垣博史, 玉置昭治, 中村敬: クロラムフェニコール腔錠による systemic contact-type dermatitis, 臨床皮膚科, 2003 ; 57 : 988-990.

20. 良元 のぞみ, 永井 晶代, 鈴木 加余子, 杉浦 一充: トリベノシド・リドカイン軟膏によるアレルギー性接触皮膚炎および接触皮膚炎症候群の 3 例, 日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌 (2433-7846) 2020; 3 (2) 55-361.
21. 久保田由美子, 藤崎亜紀, 中山樹一郎: 高濃度ビタミン D3 軟膏による接触皮膚炎, 皮膚病診療, 2002; 24: 1111-1114.
22. 角田孝彦, 高橋隼也, 土山健一郎, 奥野公成: マキサカルシトール含有軟膏による接触皮膚炎の 1 例, 皮膚臨床, 2007; 49: 1593-1596.
23. 角田孝彦, 馬目英明, 井口牧子, 水芦政人, 青木武彦: 乾癬の皮疹を避けて出現したオクソラレンの光接触皮膚炎, 臨皮, 2001; 55: 855-857
24. 成田佳香, 大磯直毅, 東森倫子, 川原繁, 川田暁: 紫雲膏による接触皮膚炎, 皮膚病診療, 31: 1301-1302.
25. Tsunoda T, Okada S: 紫雲膏による接触皮膚炎の 1 症例, Journal of Environmental Dermatology, 11: 16-20.
26. 久保容二郎: アトピー性皮膚炎の自家療法 (紫雲膏, プロポリス等) で生じた接触皮膚炎, 皮膚病診療, 26: 983-986.
27. 夏秋優, 武田裕美子, 矢野倫子: 紫雲膏, 太乙膏による接触皮膚炎の 1 例, 日本東洋医学雑誌, 2000; 51: 255-259.
28. 加藤佳美, 早川律子, 請井智香子: 漢方製剤による接触皮膚炎, 皮膚病診療, 1998; 20: 212-214
29. 大磯直毅: 【皮膚疾患をおこす化学物質・金属類-2006】対策シリーズ パラベンにアレルギーがあるときの対応およびパラベンを含む医薬品・市販品・食品について, 皮膚病診療, 2006; 28 (増): 108-113.
30. 杉浦真理子, 杉浦啓二: ラノリンにアレルギーがあるときの対応, 皮膚病診療, 2006; 28 (増): 114-118.
31. 池畑恭子, 加藤順子, 桑野敦子ほか: 抗真菌剤基剤中の亜硫酸ナトリウムによる接触皮膚炎の 2 例, 皮膚, 1996; 38: 198-202.
32. Ikezawa Y, Aihara M, Kondo M, Takahashi S, Takahashi K, Ikezawa Z: Two Cases of Contact Dermatitis due to 1, 3-Butylene Glycol, Journal of Environmental Dermatol, 2004; 11: 59-64.
33. 西岡清: 刺激性 (接触) 皮膚炎, 最新皮膚科学体系 3, 2002, 中山書店: 9-12.
34. 西岡清: アレルギー性接触皮膚炎, 最新皮膚科学体系 3, 2002, 中山書店: 13-18.
35. 一般社団法人日本アレルギー学会: 皮膚テストの手引き  
[https://www.jsaweb.jp/uploads/files/gl\\_hifutest.pdf](https://www.jsaweb.jp/uploads/files/gl_hifutest.pdf)
36. 川村太郎, 笹川正二, 増田勉, 本田史朗, 木下正子, 原田昭太郎, 石崎達, 永井隆吉, 広川浩一, 安西喬, 姉小路公久, 肥田野信, 川野正, 池上一郎, 佐藤重男, 青山卓夫: 貼布試験標準化の基礎的研究, 日皮会誌, 1970; 80: 310-314.
37. Research Group of Japanese Society for Contact Dermatitis: Group study for optimum concentrations of fradiomycin sulfate, gentamicin sulfate and crotamiton for patch testing. Environ Dermatol, 2000; 7: 186-194.

38. Grabbe S, Schwart T: Immunoregulatory mechanisms involved in elicitation of allergic contact hypersensitivity, *Immunol Today*, 1998 ; 19 : 37-44.
39. Kaplan DH, et al: Early immune events in the induction of allergic contact dermatitis, *Nature Rev Immunol*, 2012 ; 12 : 114.
40. 戸倉新樹: 光線過敏症, 玉置邦彦, 塩原哲夫編: 皮膚免疫ハンドブック, 2004 ; 改訂 2 版, 中外医学社 : 215-224.
41. 戸倉新樹: 光アレルギーの発症機序と対策, *アレルギー*, 2006 ; 55 : 1382-1389.
42. 須貝哲郎: 接触皮膚炎症候群, *総合臨床*, 2003 ; 52 : 477-449.
43. 足立厚子, 堀川達也: 接触皮膚炎 その多彩な臨床像と検査法 金属接触アレルギーと全身型金属アレルギー臨床・検査・診断および治療について(解説), *日皮会誌*, 2007 ; 117 : 2354-2356.
44. 相場節也: 金属アレルギー, 皮膚免疫ハンドブック, 1999, 103-107.
45. 大砂博之, 池澤善郎: 接触皮膚炎症候群と全身性接触皮膚炎, *皮膚アレルギーフロンティア*, 2004 ; 2 : 217.
46. Maibach H: Immediate hypersensitivity in Hand Dermatitis, *Arch Dermatol*, 1976 ; 112 : 1289-1291.
47. Wakelin SH: Contact urticaria, *Clin Exp Dermatol*, 2000 ; 26 : 132-136.
48. Yuriko Kurikawa, Research Group of Japanese Society for Contact Dermatitis: Group study for optimum concentrations of ketoprofen, tiaprofenic acid, suprofen and oxybenzone for the photopatch testing, and the patch test results of the Japanese Standard Allergens and gold sodium thiosulfate in 2000. *Environ Dermatol*, 2002 ; 9 : 39-46.
49. Natsuaki M, Research Group of Japanese Society for Contact Dermatitis, : Results of patch testing with standard allergens of the Japanese Society for Contact Dermatitis and topical nonsteroidal anti-inflammatory preparations in 1998, *Environ Dermatol*, 2000 ; 7 : 186-194.
50. 玉木毅, 高野志津子, 尹淑香, 他: 多種の消毒剤および外用抗生物質などにより感作された下腿潰瘍患者, *皮膚*, 1991 ; 33 (増 10) : 108-111.
51. 古田加奈子, 亀山梨奈, 鈴木加余子, 松永佳世子: パッチテストで多種の外用剤に陽性であった皮膚潰瘍の 1 例, *J EnvironDermatol Cutan Allergol*, 2008 ; 2 : 167-172.
52. Hachem JP, De Paepe K, Vanpée E, et al. : Efficacy of topical corticosteroids in nickel-induced contact allergy. *Clin Exp Dermatol*, 2002 ; 27 : 47-50.
53. Parneix-Spake A, Goustas P, Green R: Eumovate (clobetasone butyrate) 0.05% cream with its moisturizing emollient base has better healing properties than hydrocortisone 1% cream : a study in nickel-induced contact dermatitis. *J Dermatol Treat*, 2001 ; 12 : 191-197.
54. Veien NK, Olholm Larsen P, Thestrup-Pedersen K, Schou G: Long-term, intermittent treatment of chronic hand eczema with mometasone furoate. *Br J Dermatol*, 1999 ; 140 : 882-886.
55. English JS, Bunker CB, Ruthven K, Dowd PM, Greaves MW: A double-blind comparison of the efficacy of betamethasone dipropionate cream twice daily versus once daily in the treatment of steroid responsive dermatoses. *Clin Exp Dermatol*, 1989 ; 14 : 32-34.
56. Granlund H, Erkkö P, Eriksson E, Reitamo S: Comparison of cyclosporine and topical

betamethasone-17, 21-dipropionate in the treatment of severe chronic hand eczema. *Acta Derm Venereol*, 1996 ; 76 : 371-376.

57. Faghihi G, Iraj F, Shahingohar A, Saidat A : The efficacy of '0.05% Clobetasol + 2.5% zinc sulphate' cream vs. '0.05% Clobetasol alone' cream in the treatment of the chronic hand eczema : a double-blind study. *J Eur Acad Dermatol Venereol*, 2008 ; 22 : 531-536.
58. Anveden I, Lindberg M, Andersen KE, et al. : Oral prednisone suppresses allergic but not irritant patch test reactions in individuals hypersensitive to nickel. *Contact Dermatitis*, 2004 ; 50 : 298-303.
59. 向所純子, 三村慶子, 遠藤恵, 杉山朝美, 松永佳世子, 松倉節子 : 顔面全体の著名な発赤と浮腫を伴った、デュアック配合ゲルによる接触皮膚炎の2例, *皮膚病診療* 2020 ; 42 (7) : 568-571.
60. 佐治守, 薄木玲子, 茨木信博他 : 点眼液の防腐剤としての塩化ベンザルコニウムの抗菌力についての検討, *医療薬学*, 2003 ; 29 (3) : 341-345.
61. 神崎美玲, 福井大治郎, 菊地斉 : クロルヘキシジングルコン酸塩によるアナフィラキシーショックの1例, *皮膚臨床*, 2018 ; 60 : 1658.
62. 桑折 信重 : オラネキシジングルコン酸塩によるアレルギー性接触皮膚炎の1例 *皮膚科の臨床* 62 巻 13 号 Page1849-1853.
63. Matsuoka K et al : Dermatitis caused by Olanedine (olanexidine gluconate) and povidone iodine *Contact Dermatitis*, 201980 : 239-241.
64. Nishioka H, et al. Evaluation of fast-acting bactericidal activity and substantivity of an antiseptic agent, olanexidine gluconate, using an ex vivo skin model *J Med Microbiol* . 201867(12):1796-1803.
65. 田宮浩之, 酒瀬川裕一, 高橋美圭他 : アナフィラキシーの原因診断にホルマリン特異 IgE 検査が有用あった1例, *アレルギー*, 2015 ; 64 : 590.

**参考 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）第 68 条の 10 に基づく副作用報告件数（医薬品別）**

○注意事項

- 1) 医薬品医療機器等法 第 68 条の 10 の規定に基づき報告があったもののうち、報告の多い推定原因医薬品を列記したもの。  
注)「件数」とは、報告された副作用の延べ数を集計したもの。例えば、1 症例で肝障害及び肺障害が報告された場合には、肝障害 1 件・肺障害 1 件として集計。
- 2) 医薬品医療機器等法に基づく副作用報告は、医薬品の副作用によるものと疑われる症例を報告するものであるが、医薬品との因果関係が認められないものや情報不足等により評価できないものも幅広く報告されている。
- 3) 報告件数の順位については、各医薬品の販売量が異なること、また使用法、使用 頻度、併用医薬品、原疾患、合併症等が症例により異なるため、単純に比較できないことに留意すること。
- 4) 副作用名は、用語の統一のため、ICH 国際医薬用語集日本語版（MedDRA/J）ver. 24.1 に収載されている用語（Preferred Term：基本語）で表示している。

| 年度                        | 副作用名  | 医薬品名                  | 件数 |
|---------------------------|-------|-----------------------|----|
| 令和元年度<br>(令和 4 年 3 月集計)   | 接触皮膚炎 | オラネキシジングルコン酸塩         | 5  |
|                           |       | 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤（一般薬）  | 4  |
|                           |       | ナジフロキサシン              | 3  |
|                           |       | ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩 | 2  |
|                           |       | その他                   | 13 |
|                           |       | 合計                    | 27 |
| 令和 2 年度<br>(令和 4 年 3 月集計) | 接触皮膚炎 | オラネキシジングルコン酸塩         | 3  |
|                           |       | ビホナゾール                | 3  |
|                           |       | 過酸化ベンゾイル              | 3  |
|                           |       | 鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤（一般薬）  | 3  |
|                           |       | ゲフィチニブ                | 2  |
|                           |       | その他                   | 14 |
|                           |       | 合計                    | 28 |

※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

## 参考2 ICH 国際医薬用語集日本語版 (MedDRA/J) ver. 24.1 における主な関連用語一覧

日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) において検討され、取りまとめられた「ICH 国際医薬用語集 (MedDRA)」は、医薬品規制等に使用される医学用語 (副作用、効能・使用目的、医学的状态等) についての標準化を図ることを目的としたものであり、平成 16 年 3 月 25 日付薬食安発第 0325001 号・薬食審査発第 0325032 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長通知「「ICH 国際医薬用語集日本語版 (MedDRA/J)」の使用について」により、薬機法に基づく副作用等報告において、その使用を推奨しているところである。

下記に MedDRA の PT (基本語) である「接触皮膚炎」とそれにリンクする LLT (下層語) を示す。

また、MedDRA でコーディングされたデータを検索するために開発された MedDRA 標準検索式 (SMQ) では、「接触皮膚炎」に相当する SMQ は現時点では提供されていない。

| 名称                                  | 英語名                          |
|-------------------------------------|------------------------------|
| OPT : 基本語 (Preferred Term)<br>接触皮膚炎 | Dermatitis contact           |
| OLLT : 下層語 (Lowest Level Term)      |                              |
| うるしかぶれ                              | Sumac rash                   |
| アレルギー性接触皮膚炎                         | Allergic contact dermatitis  |
| アンモニア皮膚炎                            | Ammoniacal dermatitis        |
| エラストプラストアレルギー                       | Elastoplast allergy          |
| ツタうるしかぶれ                            | Poison ivy rash              |
| ナイロン皮膚過敏症                           | Nylon skin sensitivity       |
| プラスチック過敏症                           | Plastic sensitivity          |
| ラノリンアレルギー                           | Allergy to lanolin           |
| 化粧品による皮膚炎                           | Dermatitis due to cosmetics  |
| 化粧品過敏症                              | Cosmetics sensitivity        |
| 化粧品皮膚炎                              | Dermatitis cosmetic          |
| 外因性皮膚炎                              | Dermatitis extrinsic         |
| 金属による皮膚炎                            | Dermatitis due to metals     |
| 刺激性接触性皮膚炎                           | Dermatitis irritant contact  |
| 植物皮膚過敏症                             | Plant skin sensitivity       |
| 接触性湿疹                               | Contact eczema               |
| 接触皮膚炎症候群                            | Contact dermatitis syndrome  |
| 接着テープアレルギー                          | Adhesive tape allergy        |
| 洗剤過敏症                               | Detergent sensitivity        |
| 洗剤性ざ瘡                               | Acne detergicans             |
| 毒オークかぶれ                             | Poison oak rash              |
| 毒物性皮膚炎                              | Dermatitis venenata          |
| 油過敏症                                | Oil sensitivity              |
| 絆創膏過敏症                              | Adhesive plaster sensitivity |
| 石鹸アレルギー                             | Soap allergy                 |

|                 |                                            |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 脱脂性皮膚炎          | Defatting dermatitis                       |
| アオバアリガタハネカクシ皮膚炎 | Paederus dermatitis                        |
| 化粧品アレルギー        | Cosmetic allergy                           |
| 安息香アレルギー        | Benzoin allergy                            |
| 局所用接着剤アレルギー     | Topical adhesive allergy                   |
| 毛虫皮膚炎           | Caterpillar dermatitis                     |
| 局所用接着剤反応        | Topical adhesive reaction                  |
| 慢性蓄積性刺激性接触皮膚炎   | Chronic cumulative irritant contact eczema |
| 染毛剤過敏症          | Hair dye sensitivity                       |
| 硬膏剤アレルギー        | Plaster allergy                            |
| 失禁関連皮膚炎         | Incontinence-associated dermatitis         |

### 参考3 医薬品副作用被害救済制度の給付決定件数

#### ○注意事項

- 1) 平成28年度～令和2年度の5年間に給付が決定された請求事例について原因医薬品の薬効小分類（原則として上位5位）を列記したもの。
- 2) 一般的な副作用の傾向を示した内訳ではなく、救済事例に対する集計であり、単純に医薬品等の安全性を評価又は比較することはできないことに留意すること。
- 3) 1つの健康被害に対して複数の原因医薬品があるので、請求事例数とは合致しない。
- 4) 副作用による健康被害名は、用語の統一のため、ICH国際医薬用語集日本語版（MedDRA/J）ver. 24.1に収載されている用語（Preferred Term：基本語）で表示している。
- 5) 薬効小分類とは日本標準商品分類の医薬品及び関連製品（中分類87）における分類で、3桁の分類番号で示され、医薬品の薬効又は性質を表すものである。

| 年度                          | 副作用による健康被害名 | 原因医薬品の薬効小分類<br>(分類番号)  | 件数 |
|-----------------------------|-------------|------------------------|----|
| 平成28年度～令和2年度<br>(令和3年12月集計) | 接触皮膚炎       | 鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤（264）      | 3  |
|                             |             | 血液凝固阻止剤（333）           | 2  |
|                             |             | 生殖器官用剤(性病予防剤を含む。)(252) | 1  |
|                             |             | 寄生性皮膚疾患用剤（265）         | 1  |
|                             |             | その他の外皮用薬（269）          | 1  |
|                             |             | その他の化学療法剤（629）         | 1  |
|                             |             | 合計                     | 9  |

※ 副作用救済給付の決定に関する情報は独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにおいて公表されている。

(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0043.html>)

## 参考 4 医薬品副作用被害救済制度について

### ○「医薬品副作用被害救済制度」とは

病院・診療所で処方された医薬品、薬局などで購入した医薬品、又は再生医療等製品（医薬品等）を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。

昭和 55 年 5 月 1 日以降（再生医療等製品については、平成 26 年 11 月 25 日以降）に使用された医薬品等が原因となって発生した副作用による健康被害が救済の対象となります。

### ○救済の対象とならない場合

次のような場合は、医薬品副作用被害救済制度の救済給付の対象にはなりません。

- 1) 医薬品等の使用目的・方法が適正であったとは認められない場合。
- 2) 医薬品等の副作用において、健康被害が入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が経過した場合。
- 3) 対象除外医薬品による健康被害の場合（抗がん剤、免疫抑制剤などの一部に対象除外医薬品があります）。
- 4) 医薬品等の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。
- 5) 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品等を使用し、健康被害の発生があらかじめ認識されていたなどの場合。
- 6) 法定予防接種を受けたことによるものである場合（予防接種健康被害救済制度があります）。なお、任意に予防接種を受けた場合は対象となります。

### ○「生物由来製品感染等被害救済制度」とは

平成 16 年 4 月 1 日に生物由来製品感染等被害救済制度が創設されました。創設日以降（再生医療等製品については、平成 26 年 11 月 25 日以降）に生物由来製品、又は再生医療等製品（生物由来製品等）を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染などが発生した場合に、入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。感染後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。制度のしくみについては、「医薬品副作用被害救済制度」と同様です。

## ○7 種類の給付

給付の種類は、疾病に対する医療費、医療手当、障害に対する障害年金、障害児養育年金、死亡に対する遺族年金、遺族一時金、葬祭料の 7 種類があります。

## ○給付の種類と請求期限

- ・ 疾病（入院治療を必要とする程度）について医療を受けた場合

|      |                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 医療費  | 副作用による疾病の治療に要した費用（ただし、健康保険などによる給付の額を差し引いた自己負担分）について実費償還として給付。                    |
| 医療手当 | 副作用による疾病の治療に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付。                                                |
| 請求期限 | 医療費→医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから 5 年以内。<br>医療手当→請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から 5 年以内。 |

- ・ 障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）の場合

（機構法で定める等級で 1 級・2 級の場合）

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 障害年金    | 副作用により一定程度の障害の状態にある 18 歳以上の人の生活補償などを目的として給付。 |
| 障害児養育年金 | 副作用により一定程度の障害の状態にある 18 歳未満の人を養育する人に対して給付。    |
| 請求期限    | なし                                           |

- ・ 死亡した場合

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 遺族年金  | 生計維持者が副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直しなどを目的として給付。                             |
| 遺族一時金 | 生計維持者以外の人が副作用により死亡した場合に、その遺族に対する見舞等を目的として給付。                            |
| 葬祭料   | 副作用により死亡した人の葬祭を行うことに伴う出費に着目して給付。                                        |
| 請求期限  | 死亡の時から 5 年以内。ただし、医療費、医療手当、障害年金または障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡のときから 2 年以内。 |

#### ○救済給付の請求

給付の請求は、副作用によって重篤な健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA） に対して行います。

#### ○必要な書類 （ 医師の診断書・投薬・使用証明書・受診証明書 等）

救済給付を請求する場合は、発現した症状及び経過と、それが医薬品を使用したことによるものだという関係を証明しなければなりません。そのためには、副作用の治療を行った医師の診断書や処方を行った医師の投薬・使用証明書、あるいは薬局等で医薬品を購入した場合は販売証明書が必要となりますので、請求者はそれらの書類の作成を医師等に依頼し、請求者が記入した請求書とともに、PMDA に提出します。また、医療費・医療手当を請求する場合は、副作用の治療に要した費用の額を証明する受診証明書も必要となります。

請求書、診断書などの用紙は、PMDA のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html>)